

制定 平成24年 9月19日 原規防発第120919001号 原子力規制委員会決定
改正 令和 5年 8月22日 原規総発第2308221号 原子力規制委員会決定

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び同法第6条の規定による標準処理期間は、別表のとおりとする。

附 則（平成24年9月19日）

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附 則（令和5年8月22日）

この規程は、令和5年8月22日から施行する。

条文	内容	審査基準	標準処理期間
第11条第5項	放射線測定設備の性能に係る検査	基準は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第8条第3号に規定されている。	検査終了後30日間